

公的制度融資 ローン

(令和2年12月1日現在)

1. 商品名	公的制度融資ローン (全国しんくみ保証株式会社保証付)
2. ご利用いただける方	・申込時の年齢が満20歳以上65歳以下の方 ・給与所得者および個人事業者で自宅自己所有または家族所有の方 ・勤務先または住居が滋賀県内で当組合の組合員あるいは組合員資格のある方。 ・安定した収入が継続して見込まれる方 ・全国しんくみ保証株式会社(再保証:㈱オリエントコーポレーション)の保証が得られる方
3. お使いみち	・公的事業に関する制度融資で利子補給制度が完備されているもの(事業性資金は除く) <該当商品> ①甲賀市宅内排水設備設置資金 ②湖南市水洗便所改造等資金
4. ご融資金額	・10万円以上300万円以下(1万円単位)
5. ご利用期間	・6ヵ月以上7年以内(据置はできません。)
6. ご融資利率	・当組合所定の利率によります。(金利につきましては、窓口へお問合わせ下さい)
7. ご返済方法	・毎月元利均等返済(融資金額の50%以内の範囲でボーナス併用も可能です。)
8. 担保・保証人	・連帯保証人は原則不要 (但し、保証会社が必要と認めた場合には連帯保証人が必要) ・全国しんくみ保証株式会社(再保証:㈱オリエントコーポレーション)の保証をご利用いただきます。
9. 手数料	・繰上一括返済をする場合は、所定の手数料が必要となります。
10. その他	・原則ご融資金は、資金使途支払先へのお振込みとさせていただきます。
11. 苦情処理措置、紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(Tel03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合 お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから 前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

(以上)